

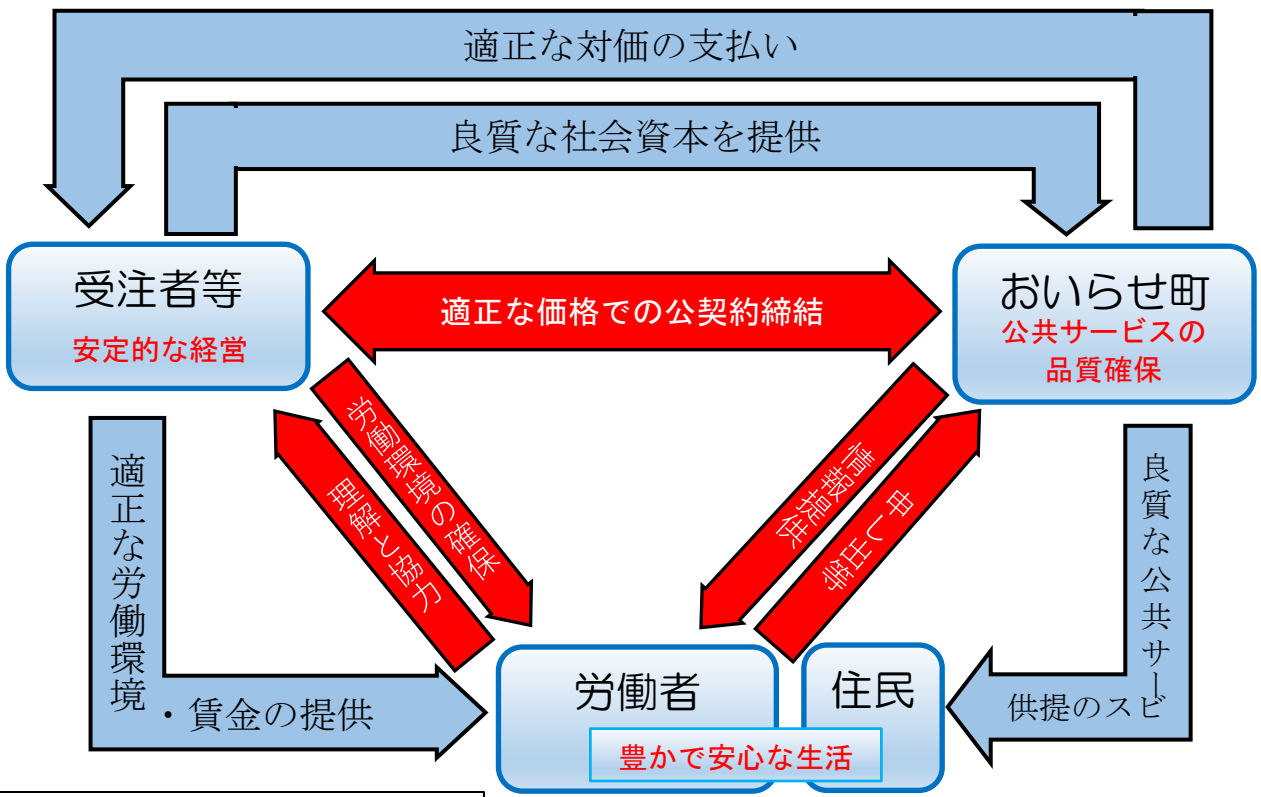
# おいらせ町公契約条例

## 公契約条例とは？



町が公共サービスを提供するために、受注者と結ぶ契約及び指定管理者と取り交わす協定を「公契約」といいます。  
 その公契約について、町と事業者の責務を明らかにし、公契約に従事する人の労働環境の確保及び公共サービスの品質向上、地域経済の活性化を図るための条例が「公契約条例」です。

## 公契約条例のイメージ



## 特定公契約の範囲とは？

- ① 低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る金額の工事請負契約
- ② 設計金額が年額500万円以上の次の契約
  - ア 庁舎等の清掃
  - イ 庁舎等の警備（機械警備を除く。）
  - ウ 庁舎等の管理又は運営
  - エ 給食の調理又は配送
  - オ 学校用務員
  - カ 公用車の運行管理
  - キ その他契約金額が低すぎる契約
- ③ 指定管理料が年額500万円以上の協定

### 受注者等は…

- ① 契約締結後40日以内に労働環境を町に報告する義務
- ② 労働者への公契約条例の周知する義務

### 労働者は…

特定公契約に従事する労働者は、事業者等が労働関係法令や公契約条例に違反している疑いがあるときは、町に申し出ることができます。